

役員報酬及び旅費等に関する規則

(目 的)

第1条 役員が会務遂行のため会務に従事したとき又は出張する場合の報酬及び旅費等の支給はこの規則による。

(旅費等の種類)

第2条 旅費等の種類は、鉄道賃（バス賃を含む）、船賃、航空賃並びに食費及び宿泊料とする。

(旅 費)

第3条 旅費は、次により支給する。

- 2 鉄道賃（バス賃を含む）、船賃、航空賃にあつては、路程に応じ旅客運賃等による額を支給する。
- 3 車賃にあつては、陸路について路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額を支給する。

(旅費の計算)

第4条 旅費は、経路及び方法により計算する。

- 2 旅費は、旅行する役員等の住所地又は施術所所在地を基点として計算する。

(役員でない会員等の報酬及び旅費等)

第5条 役員でない会員等が会長の依頼により会務に従事し、又は旅行したときは、この規則の例に準じ報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 職員が会長の命により出張したときは、第2条から4条までの規定により旅費等を支給する。

(旅費の調整)

第6条 会長は、旅行者が特別の事情により又は当該旅行の性質上この規則によることが困難であると認めた場合は、その必要とする旅費等を支給することができる。

(報酬及び宿泊料)

第7条 報酬は日数に応じ、宿泊料は泊数に応じ次により支給する。

(1) 報酬

ア 県内にあつては、会務執行時間1時間未満5,000円、1時間以上3時間未満8,000円、3時間以上10,000円とするが、執務開始時間が午後7時以降の場合にあつては定額6,000円とする。

イ 県外にあつては、10,000円。

(2) 宿泊料 15,000円

ア ただし、用務の都合又は特別事情により定額を超えて費用支弁したときはその実費を支給する。

(3) 食費 一食 3,000 円以内、実費を原則とする。

(救護・ボランティア活動に関する報酬及び旅費等)

第 8 条 第 2 条から第 7 条までの規定にかかわらず、救護・ボランティア活動等に関する報酬及び旅費等については次により支給する。

(1) 柔道大会、その他スポーツ競技に主催者依頼によって救護員を派遣する場合の報酬及び旅費等を以下のとおりとする。

救護が 1 日の場合は 10,000 円

午前の場合 6,000 円

午後の場合 4,000 円

食事等については主催者側の責任とするが、主催者にて準備の無いときには、必要に応じ、理事会で定めるところにより食事に要した実費を支給することができることとし、一食の上限を 3,000 円と定める。

県内の活動については、旅費は支給せず、県外の活動に係る旅費等については理事会で別途定める。

(2) 災害時における被災地域に、救護員を派遣する場合の報酬及び旅費等を以下のとおりとする。

報酬日額 20,000 円

交通費及び宿泊費については実費を負担することとする。

食事等に関しては実費とするが、一食の上限を 3,000 円と定める。

(報酬及び旅費等の支給方法及び支給形態)

第 9 条 役員等に対する報酬及び旅費等は、会務に従事した都度、支給する。ただし報酬については、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 報酬及び旅費等は、会長が必要と認める場合には、事前に支給することができることとする。

3 報酬及び旅費等は、通貨をもって本人（死亡により退任した者の報酬及び旅費等にあつては、その遺族）に支払う。

4 報酬及び旅費等は、本人から申出があつたときは、口座振替の方法により支給することができる。

(その他)

第 10 条 この規則の改廃は総会の決議を経て行う。

第 11 条 この規則の実施に必要な事項は、理事会の決議を経て定める。

附則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。